平成２２年（フ）第１７６７号
仙台市宮城野区鉄砲町６番地　仙台駅東仮設住宅101
破産者　竹丸　京子
1　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
2　一般調査期日　平成23年５月17日午前11時20分
平成23年２月２日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４０２号
東京都渋谷区桜丘町15―14　フジビル40、３Ｆ
破産者　ＣＣＲＥ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年３月８日まで
2　一般調査期日　平成23年３月28日午後１時30分
平成23年２月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９５号
奈良県香芝市五位堂６丁目209番地の１　寺田荘
破産者　中西利行こと　中西　利行
1　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
2　一般調査期日　平成23年４月25日午前11時55分
平成23年２月２日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目１番36―307号、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市大井232番地３
破産者　高橋　茂雄
1　破産債権の届出期間　平成23年３月26日まで
2　一般調査期日　平成23年４月13日午前10時
平成23年２月３日
さいたま地方裁判所川越支部

債権者集会招集

平成９年（フ）第３１４９号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番26号
破産者　ノバ株式会社
1　期日　平成23年２月24日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年１月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４３号
愛知県岡崎市大門５丁目23番地９
破産者　三協エンジニアリング株式会社
1　期日　平成23年４月11日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５８号
熊本県球磨郡湯前町4688番地２
破産者　松本　秀子
異議申述期間　平成23年３月24日まで
平成23年２月３日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７５号
熊本県玉名市両迫間1355番地１
破産者　簑原眞由美
異議申述期間　平成23年４月４日まで
平成23年２月３日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１９２号
宮崎市田野町甲7626番地３、開始決定時の住所宮崎市田野町甲3121番地12
破産者　青出木儀國
異議申述期間　平成23年４月４日まで
平成23年２月３日　　宮崎地方裁判所破産係

免 責 決 定

平成１６年（モ）第６９８８０号
（平成１２年（フ）第５１０３号）
大阪府東大阪市長瀬町３丁目１番50―207号、申立時の住所大阪府東大阪市永和１丁目23番18号
破産者　吉村　義雄
主文　破産者を免責する。
平成23年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２００８号
東京都中央区銀座６丁目16番３号
清算株式会社　東京カラーストーン株式会社
代表清算人　岩丸　豊紀
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２号
新潟県上越市春日新田４丁目１番１号
清算株式会社　春日管財株式会社
代表清算人　前川　秀樹
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（ヒ）第３号
新潟県上越市大字下吉野1806番地
清算株式会社　下吉野管財株式会社
代表清算人　前川　秀樹
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（ヒ）第３００３号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
清算株式会社　株式会社大辰水産
代表清算人　入里　信一
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第２号
広島県福山市曙町１丁目12番18号
清算株式会社　芦田川商事株式会社
代表清算人　東岡　　健
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所福山支部

平成２３年（ヒ）第３号
広島県福山市曙町１丁目12番18号
清算株式会社　ＦＡＳ株式会社
代表清算人　東岡　　健
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所福山支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３０２９号
大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号
清算株式会社　東日本クボタ住建株式会社
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第１０１号
和歌山県岩出市中島1008番地の６
清算株式会社　三陽物産株式会社
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３０号
栃木県宇都宮市長岡町384番地４
清算株式会社　株式会社エヌケーコーポレーション
代表清算人　野中　耕一
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以降の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　特別清算期間
特別清算期間が行われる期間は、清算株式会社の保有する資産の換価処分終了後３か月が経過したときを目途とする。なお、清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１年以内を目処として、その保有する資産を換価処分するものとする。